



世界にひとつ。あなたにひとつ。



損保ジャパン日本興亜

2018年4月2日

株式会社ジェーシービー  
損害保険ジャパン日本興亜株式会社

## JCBトッピング保険に「弁護士費用サポートプラン」を新たにリリース

～被害事故などで法的トラブルに巻き込まれた場合に備えた新たなプラン～

株式会社ジェーシービー（本社：東京都港区、代表取締役兼執行役員社長：浜川 一郎、以下「JCB」と）、引受保険会社の損害保険ジャパン日本興亜株式会社（本社：東京都新宿区、代表取締役社長：西澤 敬二）は、「JCB トッピング保険」の新たなプランとして、被害事故等で法的トラブルに巻き込まれた場合の負担に備える「弁護士費用サポートプラン」の募集を、カード会員向けの損害保険としては国内で初めて、2018年4月2日（月）から開始します。

「JCB トッピング保険」は、JCB のホームページおよび会員専用 WEB サービス「MyJCB（マイジェーシービー）」からいつでも加入手続きが可能で、MyJCB から数クリックで加入できる手軽さや、近年の自転車保険のニーズの高まりなどもあり、2012年4月の販売開始から6年間で契約件数が4万件を突破しています。

このたび新たに募集を開始する「弁護士費用サポートプラン」は、他人にケガを負わされたり、財物を壊されたりした場合などの「被害事故に関するトラブル」や、名誉き損やプライバシーの侵害、いじめや嫌がらせにより精神的な苦痛を被った場合などの「人格権侵害に関するトラブル」を原因として、弁護士へ相談または委任した場合の費用について保険金をお支払いするものです。（商品内容は別紙ご参照）

両社は、今後もお客さまのライフスタイルやニーズに合った魅力ある商品・サービスのご提供を続けてまいります。

以上

別紙

1. 商品内容

(1) 補償対象となる法的トラブル

トラブルの種類	具体例
被害事故に関するトラブル	・第三者に自宅の壁に落書きをされた。 ・画廊から本物と偽られて、偽物の絵画を売りつけられた。
人格権侵害に関するトラブル	・いわれもない誹謗中傷にあい、精神的苦痛を受けた。 ・こどもがいじめにあい、不登校の状態になった。

※人格権侵害に関するトラブルにつきましては、トラブルの原因事故が初年度契約の保険期間開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生したときは、保険金をお支払いできません。また、警察等の公的機関または学校の相談窓口等への届出等を行うことにより、その事実を客観的に証明できるトラブルに限ります。

(2) お支払いする保険金

種類	内容・金額
法律相談費用保険金	・弁護士へ法律相談を行った際に負担した法律相談費用を補償します。 ・保険期間1年間につき 通算 10 万円限度 (自己負担額 1,000 円)
弁護士委任費用保険金	・弁護士へトラブル解決の委任を行った際に負担した弁護士費用を補償します。 ・保険期間1年間につき 通算 200 万円限度 (自己負担割合 10%)

(3) トラブルの当事者

被保険者ご本人(ご加入者)および被保険者ご本人が親権を有する未成年かつ未婚のお子様

2. 保険料

月払保険料	330 円
-------	-------

詳しい商品内容については、以下 [JCB のホームページ](https://insurance.jcb.co.jp/cm/guide/topping/lawyer.html)をご確認ください。

<https://insurance.jcb.co.jp/cm/guide/topping/lawyer.html>

以上